

桂川町農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 令和7年7月9日（水） 午後3時30分～

2 開催場所 桂川町役場 301会議室

3 出席委員 12名

正議長	藤 春 郁 夫	5	藤 川 房 信	最適化推進委員	
副議長	原 中 輝 司	6	高 嶋 征 敏	1 1	久 保 正 隆
1	池 部 稔	7	山 邊 俊 明		
2	野上伸太郎	8	神 崎 宏 昭	1 3	平 塚 重 義
3	竹 本 貞 男	9	中 嶋 和 幸	1 4	樋 口 重 徳
4	林 英 明	1 0	原 中 壽		

4 欠席委員 0名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第 9 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第10号 桂川町農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- (3)報告事項 第 3 号 農地法第18条第6号の規定による届出について
- (4)報告事項 第 4 号 農地改良行為届について
- (5)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 横 山 龍 一
係 長 栗 山 久 嗣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	ご起立お願いします。 只今より令和7年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。 (会長あいさつ)
議長	只今より令和7年度第4回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中12名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。12番 金田委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会場	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を7番 山邊俊明委員 10番 原中壽委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。 続きまして、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書に基づき説明】 併せて報告事項 第3号についても説明
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。
林委員	最後の案件ですが、32㎡を合意解約ですか。
事務局	この土地は、〇〇〇〇さんが非農地証明を提出したいという事ですが、令和6年に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と利用権設定を結んでおりましたので、先に、合意解約がなされております。

林 委 員	外に何か使うという事ですか。
事 務 局	はい。この土地は現況が農地ではなく耕作ができなくなっている為、非農地証明を出すという事です。
議 長	ほかにはありませんか。 それでは採決をしたいと思います。議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成ですので、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の決定については、原案のとおり決定しました。 続きまして、議案第 10 号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)、議案に供します。説明を事務局よりお願いします。
事 務 局	【議案書に基づき説明】
議 長	ありがとうございました。
事 務 局	補足説明をさせていただきます。以前であれば、所有権移転の関係は、先に所有者から推進機構へ所有権移転の案件を総会にかけ、その後 推進機構から移転先の分を総会で審議する形で 2 回に分けて手続きをしておりました。ただ、4 月より、やり方が変わり一度で総会にかけるという事です。ですので、今回の総会で審議しております。
議 長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
議 長	それでは採決をしたいと思います。議案第 10 号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成ですので、議案第 10 号 桂川町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定しました。

続きまして報告事項第4号 農地改良行為届について議案に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

高嶋委員 農地改良行為が終わった後は畑で表記をし直すという事ですか。

事務局 地目上は、このまま田のままで使用するという事です。

議長 よろしいですか。報告事項第4号は終了いたします。続きましてその他事項を事務局よりお願いします。

事務局 【その他事項】
(1) 現況証明願いについて
(2) 非農地証明願いについて

議長 現況証明は、このまま提出してもよろしいですか。

(全員賛成)

事務局 続きまして、非農地証明願いについて

議長 非農地証明の②番の○さんの所ですが、どう見ても畑として使えますので、別の形で処理をしないと、これを認めるとどこも認めることになってしますので、皆さん良い知恵はありませんか。

林委員 5ページの左側の所は、資材置場として出ていなかったですか。以前、このような形で非農地証明が出ていませんでしたか。

高嶋委員 そこは、○○○さんの土地で、実際には、土建業者に一度貸しています。その時に業者が中に残土を入れてしまい畑で使用できる状態ではありませんでした。そこで近隣の方が草を刈ってほしいという事でしたが、田をすくわけにはいきませんでした。そこにちょうど『将来、子供が家を建てるかもしれないので、売ってくれませんか』との事で、現況として売っていいのであれば、こちらも助かるので仲介しようという事でした。畑

として使える土地ではありませんでした。役場にも確認をお願いしました。

議 長 現状を見れば畑としても使えますので、その辺を確認してもらえば。

高 嶋 委 員 ○○さんの所の様に全く畑ではない空き地のような所、今回 ○○○○
○○○○○○と解約をし、将来、その上の土地の人が買いたいという事です。また、非農家の人で、買えないので非農地証明を貰えないかと相談があった場合、1,2年後に何かする予定があれば話は別だと思いますが。
何も聞かれてないですか。

事 務 局 具体的に言うと使い道がないような土地にはなっています。先々、資材
置場的な形で使用したいとは聞いております。現状、農地としての活用は
出来ないなので、非農地証明を出してほしいという相談がありました。

高 嶋 委 員 資材置場として使う場合、土留めをしておくとか、何らかの施設として
使う事をしませんかとアドバイスをして、申請を出しなおすすめようにして
は。

事 務 局 現状の形のままでは、どうかという事で、近隣に迷惑が掛からないよう
な施工的なものを施したうえで非農地証明を改めて提出するという形で
あれば、今の状態よりは良いのではという事でよろしいですか。

議 長 それであれば用途変更をお願いしては。

事 務 局 そこは願出人の方との話し合いになります。

高 嶋 委 員 優良農地を残すことも採用したいですけど、まず、環境を荒らさないこ
とが大事です。役場が指導できる状態の中で良い判断をして頂ければよい
のではないですか。

事 務 局 わかりました。

林 委 員 同じ様な事があった気がしたので言っただけで、話を聞いて分かりまし
た。

議 長 意見を参考にして事務局でも対応していきます。

議 長	他はありませんか。では、②③④番は それぞれに非農地証明を出してもいいですか。 (全員賛成)
事 務 局	(3) 農地パトロールについて (4) 公務災害補償制度の加入手続きについて (5) 女性委員登用推進シンポジウムの案内について (6) その他
神 崎 委 員	桂川町では女性が主体となって経営している農業者は把握されていますか。
事 務 局	詳しい所まではつかんではいませんが、J Aさんから情報を得る方法もあるのではないかと思います。
神 崎 委 員	産業振興課で把握していないのであれば、推薦もできないですね。日ごろからピックアップされては良いのではないですか。
事 務 局	私どもも情報をつかむのが難しく、J Aさんを通じて情報を得ようかなと考えています。
竹 本 委 員	総代会がありました。その時に女性の役員という形で参加された方がいました。そういうのも、J Aに出してもらい参考資料にするのも良いのでは。J Aの方も役員が2名理事で上がってきており、3年後には4名にするよう中央から指令が出ているようです。ですので、農業委員会で手を打たないと、やる気のある女性が少ないです。J A全体でも少ないので、桂川町内全体でも2、3人しかいないと思います。出てきてくださいという事も難しいのでは。産業振興課からアプローチをお願いします。
事 務 局	わかりました。ありがとうございます。
議 長	次回の総会は8月8日金曜日に行います。以上を持ちまして桂川町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人